

令和6年 9月 3日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第28号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第29号 東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第30号 東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第31号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第11 議案第32号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第33号 損害賠償の額の決定について
- 日程第13 議案第34号 令和6年度東庄町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第35号 令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 15 議案第 36 号 令和 6 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 37 号 令和 6 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 認定第 1 号 令和 5 年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2 号 令和 5 年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 19 認定第 3 号 令和 5 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 20 認定第 4 号 令和 5 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 21 認定第 5 号 令和 5 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 6 号 令和 5 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 23 認定第 7 号 令和 5 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算
認定について
- 日程第 24 認定第 8 号 令和 5 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算
認定について

日程第 25 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14 名）

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 海 | 宝 | 和 | 宏 | 君 |
| 2 番 | 渡 | 邊 | 幸 | 江 | 君 |
| 3 番 | 前 | 田 | 君 | 江 | 君 |
| 4 番 | 岩 | 井 | 弘 | 晃 | 君 |
| 5 番 | 越 | 川 | 良 | 男 | 君 |
| 6 番 | 柳 | 堀 | | 忠 | 君 |
| 7 番 | 桜 | 井 | 莊 | 一 | 君 |
| 8 番 | 宮 | 澤 | | 健 | 君 |

9 番 大 網 正 敏 君
 1 0 番 佐久間 義 房 君
 1 1 番 高 木 武 男 君
 1 2 番 鈴 木 正 昭 君
 1 3 番 山 崎 ひろみ 君
 1 4 番 板 寺 正 範 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（14名）

町 長 岩 田 利 雄 君
 副 町 長 向 後 喜一朗 君
 監 査 委 員 平 山 茂 君
 総 務 課 長 堀 江 弘 之 君
 企画財政担当課長 加 瀬 博 子 君
 町 民 課 長 香 取 康 成 君
 まちづくり課長 鈴 木 秀 樹 君
 健 康 福 祉 課 長 布 施 光 規 君
 会 計 管 理 者 堀 江 香 澄 君
 病 院 事 務 長 渡 辺 佳 則 君
 農業委員会事務局長 前 田 泰 孝 君
 教 育 長 石 橋 宏 克 君
 教 育 課 長 宇ノ澤 修 君
 生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃
 次 長 向 後 順 子
 副 主 査 白 石 直 人

(午前10時00分 開会)

議長（板寺正範君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和6年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 宮澤健君、6番 柳堀忠君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10番（佐久間義房君）

おはようございます。令和6年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月27日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案19件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月13日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行い、次に同意第3号を上程し、採決を行い、続いて、議案第28号から議案第37号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の4日には、認定第1号から認定第8号までの令和5年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託して、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の5日から12日までは休会としまして、この間、5日、6日、9日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の

詳細は、審査日程によりご了承願います。

最終日の１３日は、時間を午後２時３０分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第１号から認定第８号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から９月１３日までの１１日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から９月１３日までの１１日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

６月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について派遣議員の代表から、お手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で諸般の報告を終わります

日程第４、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和6年6月1日から8月23日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますが、1ページ目、庶務関係で、7月17日に表彰条例によります表彰を行いました。今回は、功労表彰で1名を、そして善行表彰で2団体を表彰させていただいております。

次に、7月25日に総合教育会議を開催いたしました。部活動の地域移行を議題に、教育委員の皆様と意見交換を行いました。

次に、7月31日に第2回行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、1ページ目、下段の防災関係でございますけれども、8月5日から8月8日の4日間、町内全区長の皆様方と地震発生を想定した情報伝達訓練を行いました。また、台風7号の接近に備え、避難所を開設し、41名の方が避難いたしましたが、幸い大きな被害はございませんでした。

災害が起こった際に早急に的確な対応が出来るよう、今後も継続して防災体制の構築に努めてまいります。

次に、2ページ目、下段からのDX推進関係ですが、7月4日に町職員を対象にDX体験会を開催いたしました。様々なDX技術に実際に触れることで業務にDXをどのように役立てていけるか学ぶ機会となりました。今後もDX推進に力を入れてまいります。

続いて、町民課の関係ですが、2ページ目、下段から3ページ目、下段までの賦課徴収関係では、各種納税通知書と、そして督促状の発送をしております。また、滞納処分といたしまして、財産差押えを実施しております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、戸籍・住民票等関係で、5ページ目、中段の個人番号カード関係でございますけれども、期間中のカード交付件数は116件、累計で1万440件となっております。現在も休日交付など積極的に申請補助を行っております。

続いて、健康福祉課の関係でございますけれども、8ページ目、中段の7月から給付が始まりました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましては、181件、1,810万円を、また同給付金の子供加算分として35件、175万

円を給付しております。

次に、子育て支援関係では、9ページ目、中段の子育て応援祝金、出産・子育て応援交付金をそれぞれ記載のとおり支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援策の充実を図ってまいります。

次に、11ページ目、上段からの介護保険関係では、介護認定の状況や介護サービス利用件数を記載しております。引き続き介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、12ページ目、中段のまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等を8件、工事と測量業務委託等3件の業務委託を契約しております。

次に、13ページ目、中段になりますけれども、公園関係では、公園等測量業務委託等3件を契約しております。

次に、14ページ目、上段の農林水産関係では、水稻病虫害一斉防除事業の結果を記載しております。本年度から、有人ヘリコプターを使わず、ドローンのみで散布を実施しております。

次に、15ページ目、中段の商工・観光関係では、東庄パーク&ビア夏祭り2024が開催され、3日間でおおよそ1万9,000人の方々が来場されました。

次に、15ページ目、下段でありますけれども、水道関係では緊急遮断弁修繕工事等2件の工事と水道事業配水管更新実施設計業務委託を契約しております。

最後に、17ページ中段の東庄病院の関係でございますけれども、一日あたりの平均患者数は一般病棟入院患者数が約15人、介護医療院入所者数が約35人、外来患者数が102人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

おはようございます。それでは、教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料18ページからをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございます。6月から7月にかけて定例教育委員会を

2回開催しました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、地域部活動検討委員会、長期欠席児童生徒対策委員会、教育支援委員会、小中学校学校運営協議会、通学路安全推進会議をそれぞれ行いました。

次に、契約関係です。東庄小学校空調設備保守点検業務など5件の業務を行っております。詳細は資料のとおりでございます。

続いて、生涯学習関係に移ります。

初めに、生涯学習事業ですが、学校部活動の地域移行に向けた説明会など6件の審議会、研修会等を行っております。

社会体育事業としましては、スポーツ少年団交流会を初め5件のスポーツ関係の推進委員会等を行いました。

公民館事業としましては、資料のとおり様々な講座を設け、たくさんの参加者がありました。

続きまして、契約関係です。東庄町民体育館屋根塗装工事の契約を資料のとおり行っております。

図書館関係につきましては、資料のとおりでございます。よろしくお願いします。

最後に、学校給食センター関係です。契約としましては、東庄町学校給食センター空調設備フィルター交換業務委託など4件の契約を行っております。

また、諸会議としまして、東庄町学校給食センター運営委員会、給食主任者会議を行っております。

以上、教育委員会行政報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

9月1日は防災の日として、自然災害への認識を深め、備えを認識するための日

と考えております。先日は台風7号の接近により、大雨暴風警報が発令されました。幸いにも大きな被害がなく、停電も発生せず、ほっとしたところです。職員の皆さんは、対策本部を立ち上げ、町民の生命を守るため、万全の取組をしていただいたことに感謝申し上げます。

今年も日本各地で大きな地震による被害、大雨による災害が発生しております。気象庁は、初の南海トラフ地震臨時情報を発表しました。改めて日本は地震大国であり、南海トラフに限らず、各地で大きな地震が起きる可能性があるということです。これまで以上に防災対策について危機感を持って取り組まなければと考えます。

最初の質問として、町として取り組んでいる防災訓練の内容をお聞きします。

昨今、町民の高齢化や各区のありようも変化してきている現状です。町民のニーズも変化してきているのではないかと考えます。新たな取組等があれば伺います。

一問一答方式で通告してありますので、これ以降は自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

町として取り組んでいる防災訓練についてご説明いたします。

まず、毎年実施している防災訓練は、9月1日に実施しました防災演習、6月に職員を対象として実施した避難所設置訓練、3月に町民を対象としたシェイクアウト訓練、平素から備えるものとして情報伝達訓練を6月に職員に対して、8月に各区長を対象として実施いたしました。

今後実施する訓練といたしましては、社会福祉協議会が主催する防災ボランティアセンターの立ち上げ訓練と医療的ケアが必要な方の個別避難計画に基づく避難訓練を実施する予定でございます。

新たな取組といたしましては、一般社団法人国際ドローン協会と7月に包括協定を締結いたしました。今回の防災演習にも参加していただきましたが、災害時にはドローンを使用した被害確認等について連携を強化していきたいと考えております。

また、今回は防災演習の規模縮小により訓練は見送られましたが、県と災害時の各種調整におけるシステム化が進み、輸送調整システムを使用した支援物資の輸送

の枠組みが構築されました。

防災分野においても、ITやDX化の推進に遅れることなく、より迅速な災害対応に万全を期していきたいと思います。

以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

9月1日の防災演習は、私も見学をさせていただきました。悪天候のため、予定どおりの内容が出来なかったことは残念でしたが、これからも職員の皆さんと共に、多くの町民の方が防災に対する意識と知識を持っていただくことが大事だと感じました。

新たな取組として、デジタル技術を活用し、迅速な災害対応にあたっていただくこと感謝いたします。

1万2,000人余りの我が町は、血縁関係が比較的多くあり、地域内の交流もあり、家の事情を掌握出来ているところも多くあります。しかし昨今、区に入らないとか、抜けたりするなど、隣近所の交流がない家庭も増えております。災害時には、自助、共助、公助が必要となります。特に共助の部分が重要になると思います。高齢者だけでなく、若い世代も意識を持っていただくことが大切かと考えます。是非、町民にアピールする機会をつくっていただくことを望みます。

続きまして、能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは発災から4日以降と伺っています。つまり発災後3日間は自治体で携帯トイレ等を確保しなければならぬということになります。トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が減耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、二次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守る取組として重要です。まずはトイレに関する備蓄状況と方針について伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

初めに、災害時のトイレについて説明いたします。本町の避難所におけるトイレは、水と電気があれば通常どおりに使用出来ますが、ライフラインに損傷を受けた場合については処置が必要となります。幸いにも、本庁は下水道よりも合併浄化槽が主となりますので、比較的災害には強いと考えております。

まず、停電時でございますが、浄化槽の機能上、2日間は水を流す処置が出来れば使用出来ます。そして、水ですが、当町は自然流下により、約8時間は停電時においても水の使用は可能でございます。

また、東総広域水道企業団の笹川浄水場は、非常用発電により機能するもので、施設、または水道管に損傷を受けなければ使用出来ます。

しかしながら、停電が3日以上続き、避難生活が長期化する場合、仮設トイレの設置は必要不可欠となります。

議員がおっしゃるとおり、能登半島地震の事例のように仮設トイレが3日以内の設置が出来ない場合も十分に想定出来ます。

現状、町としては簡易トイレを700回分保有しておりますが、必ずしも安心出来る数量ではないと思います。不足分は、県の保有する組立て式トイレで仮設トイレ設置までを補完し、避難所での環境向上に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁によりますと、災害の大きさによってはトイレに関しても影響が出るということです。水や食料と共に必要なのがトイレであります。災害発生から時間が経過するにつれて、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声も大きくなります。衛生的にも臭わないトイレトレーラーが他の仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍したと聞きました。

国の中央防災会議は、今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正しま

した。今回の地震でも有効であったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明記されております。国からの普通交付税や緊急減災防災事業債など、活用可能とことです。

災害派遣トイレネットワークプロジェクト、「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時に他の市町村への派遣が出来る仕組みを整えていて、現在約20の自治体がこの仕組みを持ったトレーラーを導入しております。そして現在300以上の自治体で検討されているとも聞いております。トイレ環境の整備は、命を守る取組に通じる本町でも大切なものだと考えます。本町でも検討をすべきと思いますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

トイレトレーラーにつきましては、議員がおっしゃるとおり清潔感が高く、避難所の生活環境が向上すると思われますが、一方、メンテナンスや保管等に課題もございます。

町といたしましても、避難所環境の向上を推進していく上で、トイレトレーラーの必要性について当町の避難所の運用形態に適しているかなども含め、検討してまいりたいと思います。

また、先程説明申し上げましたが、当町は合併浄化槽が主になりますので、災害時に使用可能な既存のトイレの利用と併せて避難所の環境向上に努めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

トイレは、うちの町は合併浄化槽なので、テレビでいろいろ見るのとはまた違う、いい利便性があるということで承知しました。それには簡易トイレとかの備蓄をしなければならないのではないかなと考えております。

そしてテレビの報道でもされていましたが、今回の能登半島地震では、介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っております。我が町の施設は大丈夫でしょうか。携帯トイレ、簡易トイレの備蓄等の状況を確認し、状況によっては支援していくべきと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。介護福祉施設に対する支援でございますが、介護福祉施設などは業務継続計画の策定が令和6年4月1日から義務化されておりますので、災害時の計画や備えは出来ていると想定しておりますが、実情については各施設へ調査する必要があると考えております。

町といたしましては、能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時に必要な支援について安全にしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

早急に施設の方にも確認していただければと思います。出来ることであれば支援もしていくべきだと考えます。

トイレの確保というのは本当に重要になると思います。私も自分で今回質問するにあたり簡易トイレをネットで注文したのですが、1ヶ月経っても在庫がないようで入ってきません。現物を見て1回使用して質問にあたろうと思ったんですが、そういう状況で、今、日本全国でもテレビでもいろいろ報道されていますので、トイレの確保は個々人でもしなければいけないという認識が出ておりますので、我が町の町民の皆様にもその点をアピールしていただければと思います。

町でそれほど多く在庫を持つというのは難しいと思いますので、1人1人が認識を持っていたいただければと考えております。

次に、本年4月に公明党千葉県本部として、防災実態調査をさせていただきました。我が町の備蓄数量として、段ボールベッド50組、液体ミルク48本、大人用・幼児用オムツ等々、その他備蓄以外は協定により外部から適宜提供を予定との回答でした。備蓄品については、要請を待たずに避難所にプッシュ型で配布する仕組み

はなく、町が協定締結先の備蓄状況を直接確認しているかについても行っていないとの回答でした。今回の調査で多くの自治体が段ボールベッドの提供について災害時応援協定を締結する外部企業に依存するものの提供予定数量などの具体的な取決めをしておらず、改善の必要がある結果でした。年頭に発生した能登半島地震の際、石川県等は協定を結んであっても、プッシュ型でなかったため段ボールベッドは1週間使われなかったとの報告もありました。このような現状を見て、町としてはどのようにお考えかお聞きします。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

段ボールベッドについて説明する前に避難者の認識について説明させていただきます。

避難所における避難者については、大きく二つの区分があると考えております。

一つ目は、避難指示や自主的に災害を避けるために避難する方々であり、危険な状態が去れば自宅に戻られる一時的な避難者で、避難者数としては大きいですが、期間は短くなります。

二つ目は、現に災害により家屋が居住に適する状態ではなく、長期的な避難生活を余儀なくされる方々で、避難者数としては少ないですが、期間は長くなります。

町としては、一時的な避難者の受入れについては、多数の避難者を速やかに受け入れることを優先して避難所を開設いたしますが、長期滞在する避難者には、より快適な状態で過ごしていただくことが重要であると認識しています。

近年の災害において被害が最大だったのは、平成23年の東日本大震災でございます。本町の避難者は最大時556人でしたが、避難日数は3日間程度で、家屋の被害が少なく、長期避難者はおりませんでした。

ここで町としての備蓄の考え方でございますが、100人、1週間分を備蓄の目安にしております。

議員がおっしゃるとおり、段ボールベッドは50組でございますが、簡易ベッドが50台ございますので、100人分のベッドを備蓄しております。

台風対応のように、避難者受入れに時間的余裕がある場合は、ベッドを準備して

受け入れる体制をしておりますが、地震災害のように、急遽、多数の避難者が生じた場合は、まず受入れを優先いたしますので、床にシートとマットが基本となります。

以降、相対的に勘案して、長期避難者のために快適性を向上させていくのが最良と考えております。

津波被害等が想定されていない当町においては、100人以上の長期避難者を想定して備蓄することは費用対効果の面で必要性は低いと考えておりますが、当然それを超える災害を考えておく必要がございますので、県等と連携し、いざという時に備えることが重要であると考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

幸いにもこれまで東庄町は避難所に長期的に滞在するという事態が発生しておりません。これからも備蓄品に関する災害時応援協定の確認を定期的実施していくなど、要望させていただきたいと思います。

次に、災害時に無料で使える特設公衆電話を導入する自治体が7割を超える中、当町は設置ゼロとの回答でした。私達の記憶に新しい東日本大震災の時、携帯電話や固定電話もつながらない状況になりました。通信規制を受けない、停電時にも使用出来る公衆電話が活躍したとのことでした。災害時用公衆電話の設置は必要と考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。災害時用公衆電話についてご説明いたします。

N T T東日本では、災害時における通信手段を確保するために災害時に無料で使える災害時用公衆電話回線の事前設置を進めているということでございます。近隣の香取市においては、N T T東日本からの提案により、指定避難所への設置を行ったということでございます。本町においても、災害時における通信手段の確保は重要であります。N T T東日本へ問合せを行いましたところ、本町においても設置が可能であるとの回答を得ることが出来ました。

現在、設置に向け覚書の締結を進めており、締結後には各指定避難所へ災害時用公衆電話の回線工事を実施する予定でございます。本町の指定避難所11ヶ所について災害時用公衆電話回線の設置を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

公衆電話の件は承知いたしました。

次に、避難所の開設について、今回の台風の際には、町公民館と旧橘小学校、また、福祉避難所として保健センターで受入れをしたわけですが、もっと大きな災害が発生した場合、開設場所を増やすと思われますが、人員の配置は手配出来るのでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

近年の災害において被害が最大だったのは、先程述べましたとおり平成23年の東日本大震災でございます。この時は避難者が最大556人でしたが、避難日数は3日間と幸いにも短期間でしたので、人員の手配は出来ました。しかし、これが長期化した場合は、避難所の運営は職員だけでは足りません。そうした場合は、避難者による自主運営への切替えが必要となってまいります。

また、当町では、各区を自主防災組織として位置づけており、各区での対応を依頼する可能性もございます。避難所では多数の町民が共に生活をしなければなりません。自助・共助・公助の観点を踏まえ、地域一丸となった災害対応をしていく必要があると考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

先程も申し上げましたが、共助こそが皆さんの命、生活を守ることになります。避難所においては、女性が避難所運営に関わることによって、女性避難者の安心を得ることが出来ます。私は、度々何度も地区の役員の中に女性のポストをと訴えて

おります。女性職員だけでは足りない事態も発生すると思いますので、検討していただきたいと考えますが、よろしくお願いいたします。

そして最後に、避難所となる学校の体育館にエアコンの設置が必要と考えます。この耐え難い暑さでは命を落とすことになります。教育現場としても必要であり、避難所になった場合も不可欠なものであります。早急に整備すべきと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

まず、町の避難所運営において女性職員は必ず設置しておりますが、避難所生活が長期化し、各地区の集会施設等に二次避難所を開設した場合などは、十分であるとは言えません。町では、7月の行政協力員まちづくり会議において、各区長様方に対して、自主防災計画のひな形として、簡易防災マニュアルをお配りして、防災力の向上をお願いしております。

区長様方には、議員がおっしゃるように、女性が安心して避難所生活が送れるよう、自主防災組織の役員に女性の登用を検討くださるよう、今後のまちづくり会議の場などを通じて周知してまいりたいと考えております。

避難所におけるエアコンの設置につきましては、町も議員がおっしゃるとおり必要という認識でございます。これに関しましては、6月の定例議会で海宝議員のご質問にもございましたが、防災を担当する総務課としても教育課と連携して推進していくべき課題として認識しております。

また、先般の台風7号対応においても、猛暑によりエアコンのない避難所は受け入れられる状態ではございませんでした。この経験を踏まえ、今後は夏季における避難所については、町の公民館、旧橘小学校いこいの里、保健福祉総合センター、ふれあいセンター、ふれあい公園など、エアコンが設置されている避難所の活用を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

今現在はエアコンがあるところで用が足りるのかもしれませんが、大きな災害があった場合は、体育館も必要になりますので、出来れば来年度予算に組み込んでいただくようお願いいたします。

それでは、2番目の質問事項であります高齢者及び交通弱者の移動手段について質問いたします。

私は、これまでも何度か交通弱者の交通手段について質問してまいりました。平成23年には町職員8名による公共交通研究会を立ち上げた経緯があります。結果は特に公表するものではなかったかと思います。現在、団塊の世代が後期高齢者となり、運転免許証を返納せざるを得ない方も多くなり、喫緊の課題となりました。令和4年に発足した東庄町地域公共交通会議ですが、令和4年5月26日及び7月12日の会議録を見せていただきました。その後、デマンドタクシーの実証実験が始まり、昨年はアンケートを実施するなどし、運行日の変更もありました。全員協議会等で報告を伺っておりますが、現在までの進捗状況及び今年度開催された会議の内容、更に今後のスケジュールについて伺いたいと存じます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、議員ご質問の質問事項2、高齢者及び交通弱者の移動手段についてお答えするにあたり、議長に資料の配布につきまして許可をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

資料の配布を許します。

（資 料 配 布）

企画財政担当課長（加瀬博子君）

資料の説明は後ほどさせていただきます。

まず、議員がおっしゃるように、令和4年度により法定協議会東庄町地域公共交通会議を立ち上げることができ、地域公共交通計画の策定を進めております。

今年度の会議スケジュールといたしましては、7月24日に令和6年度第1回公共交通会議を開催いたしました。第2回は10月2日を、第3回は11月26日を予定しており、その後、パブリックコメントなどを実施し、令和6年度中に地域公

公共交通計画を策定いたします。

第1回の内容につきましては、地域公共交通計画を策定するにあたり、基本理念、計画目標、施策及び事業イメージについて話し合われました。

その事業イメージとして、町内の公共交通はデマンドタクシーが多くを担い、外出支援巡回バスおでかけ号は香取おみがわ医療センターと旭中央病院を中心とすることを提案させていただきました。また、検討をしていただいております。

会議の中で、おでかけ号の路線変更には区の代表の方々に意見を聞いてはどうかとの意見があり、先日7月31日に開催されました行政協力員によるまちづくり会議にご意見を募集させていただきました。その際の資料が先程配布させていただいたものとなります。

こちらの資料1面は、町の公共交通の現状として昨年度の利用状況や経費を記載してあります。2面では、地域公共交通計画に向け、おでかけ号の路線変更を検討しております。

具体的には、再編パターン1は、現在の町内1周ルートの中から幾つかのバス停を残し、そこを周り、それぞれ香取おみがわ医療センターと旭中央病院へ向かい、帰りも同等のコースであります。

パターン2は、神代方面はふれあい公園、笹川方面は役場と竜神台、橘方面は東庄病院と羽計台方面、東城方面はふれあいセンターと各地区一、ニヶ所のバス停のみとし、香取おみがわ医療センターと旭中央病院を行き来いたします。

パターン3は、東庄病院と香取おみがわ医療センターや旭中央病院を最短経路で結ぶシャトル型病院行きです。

今後の会議に向けて広く意見を募集し、検討してまいります。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

資料を提示していただき、ありがとうございます。現在運行している外出支援バスとデマンドタクシーの調整の件ですが、これからも意見を募り、検討していくとのことで、承知いたしました。

そこで料金体制が気になるところですけれども、見直しはないのか伺います。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問の料金体系についてですが、令和6年度第1回公共交通会議でも意見が幾つかありました。外出支援巡回バスのおでかけ号が無料だからといって、おでかけ号の利用者と比較して料金を設定するのではなく、デマンドタクシーは、民間タクシー業務の妨げにならない範囲で、町内という決められたエリアを運行するものがあります。料金体系の見直しにつきましては、公共交通会議で検討することとなります。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

これからもまだ地域公共交通会議の方でもんでいただけるということで、承知しました。動き出さないと見えてこないこともたくさんあるかと思います。様々な規制、また費用対効果もあるかと思いますが、何より1番は、弱者に寄り添ったシステムにさせていただくことが大事だと思います。町民の声を区長さんのみならず、アンケートをされたのは、多分利用されている方とかで、なかなかまだ全然デマンドとか、おでかけ号を利用されていない方も多くいます。そういう方達の意見をどうやって募るのかというのはとても難しいことかと思いますが、工夫をして多くの声を拾っていただき、何年かごとにこれで策定してもまた見直しということもあり得るのかと思いますけれども、順調にスタート出来るようにしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時からとします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 1 番、高木武男君。

1 1 番（高木武男君）

1 1 番、高木です。それでは、一般質問を行います。

昨年の議会議員選挙の後の当選証書授与式において、選挙管理委員長より人口減少問題と農業問題は、本町においては大きな課題であると話されました。この二つの問題については、議会においても何度も一般質問があり、議論されましたが、一向に改善されずに深刻さが増しています。選挙管理委員長が新しく当選された議員を前にして、この二つの問題解決のため取り組んでほしいと選挙管理委員長である前に1町民として、よくよくの思いがあったのではないかと思います。

それでは、まず最初に、人口減少問題、少子化対策の在り方について質問します。

本町では毎年200人ぐらいの人口が減少しています。少子化対策として、子供が生まれれば出産祝金、小学校へ入学すれば入学祝金、給食費、医療費が無料、子供に対する手厚い手当が支給されています。お金だけでは一向に改善されず、人口減少は進行し続けています。人口減少にストップをかけ、または人口増加に転じさせるため、今、お金を支給するだけではないのではないかと考えます。

人口を維持するためには出生率が2.1必要と言われていますが、本町の出生率は1.2ぐらいかと思います。

また、若い人の都市部への流出は、人口減少問題の最大の問題の一つではないでしょうか。結婚しない人は結構いるのではないのでしょうか。若い人は意外と将来のことや老後のことなどに不安を持っているかもしれません。子ども手当だけでは少子化対策にはならず、人口減少問題の解決にはなりません。

そこで、少子化対策の在り方についてお尋ねします。

1、合計特殊出生率を2.1にするためには、どんな対策がありますか。

2、若い人はなぜ都市部へと出ていくのでしょうか。若い人の都市部への流出防止対策はありますか。

3、若い人は将来や老後のことなどいろいろな不安を持っていますが、どんな対策が考えられますか。

4、非正規雇用の増加は人口流出の一因となっていますが、町としてはやめるべきではないでしょうか。

5、住んでみたい魅力的なまちづくりとして、図書館や公園、道路網の整備等があるかと思いますが、どのように進めますか。

次、2番目、農業問題、後継者不足の要因について質問します。

本町の令和3年度の農業産出額は、県下54市町村で8番目に多く、約125億円です。水田で作付される米が約8億円、畑ではコカブを中心に約30億円、畜産では約84億円です。水稻、野菜、畜産、いずれも大規模化が進んでいます。昭和20年代頃までは農業をなりわいとしている人がほとんどでした。先人が開いた農地を守ることが大事なことでされてきましたが、農産物価格は低迷しています。

国会での質疑の中でも、平均的な米づくり農家において、1時間当たり10円の利益も出せないのが実態です。農水省においては、いろいろな補助金を用意して、農業を続けてほしいと思っているようですが、農業後継者は激減しており、子供達は見向きもしません。お金のため、経済第一の農業の方向では、町は良くなりません。今の大規模経営では、大量の農薬等が使用され、メダカ、タニシ、ドジョウ、タナゴ、フナ、ホタル等の水辺の小動物は消滅してしまいます。大規模化だけを求めていくと、大規模化に不適合なところは耕作放棄地となり、景観の悪化と環境の破壊が進行します。また、地域のコミュニティーも崩壊します。国からの補助金つき農政ではなく、町独自の農業政策を考えるべきだと思います。町の農業ビジョンを是非お聞かせください。

令和4年の中学生議会で中学生議員より、ホタルの鑑賞イベントについての提案がありました。答弁は以下のとおりでした。

ホタルの鑑賞イベントを行うには、広く里山などを整備して、ホタルが生息出来る環境を作る必要があります。それに大変な時間や労力、そして多くの人々の協力が必要です。

ホタルの鑑賞会については、町の展望はありませんが、ホタルが見られる町など、将来のまちづくりを含めて、皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。よろしくお願いしますという答弁でした。

中学生の真剣な質問に対して一緒に考えたいとしましたが、話合いの場等はあったのでしょうか。ホタルの鑑賞会について、やらないとは言っていないようですが、

ホテルを飛ばすということは大変なので、皆さんの協力が必要だと、その責任を転嫁しているようにしか見えません。中学生議会は何のために開かれたのでしょうか。あと4、5年で選挙権が与えられて政治に参加しますが、今回の中学生議会を通じて、政治に対する思いがどのようなになるのか心配です。

ホテルと農業は関係ないように思われますが、深い絆で結ばれています。ホテルが生息する環境は、稲作にとっても良い環境であり、安心安全なお米が作られます。将来を担う子供達には、ホテルが舞う環境で作られるお米を学校給食に提供してはいかがでしょうか。いすみ市では、数年前から無農薬、有機栽培による安心安全なお米を学校給食に提供しているということです。このことは、中山間地の農業振興とまちづくりに資することだと思います。

農業は、本町の基幹産業であるといつも言われてきました。地域の自然環境と景観を守り、人々の食料を作るという大事な仕事だから、農家の人は頑張ってきたのだらうだらうと思います。昭和20年代、米1俵で人件費7、8人の支払いが出来ました。現在では半日分も支払うことが出来ません。当時の15分の1の価値しかありません。こんなもうからない農業では、子供達は見向きもしません。これではとても基幹産業などとは言えません。これも政治の貧困としか言いようがありません。

農業問題で一番の問題は、農産物価格が安過ぎるからだと思います。農業をなりわいとして、やりたいと思う人は結構いると思いますが、これでは健康で文化的な最低限度の生活を営むことさえ出来ません。子供達が農業に夢と希望を抱くことが出来るようにすることが、農業問題解決の一つではないでしょうか。

次、3番目、大洗町広域避難に関する協定について。

東海第二原発で重大事故が発生した場合に、大洗町から避難民を東庄でも受け入れる協定が平成30年3月27日に締結されました。町民には全く知らされず、議会にも諮られていません。そこで幾つかお聞きします。

- 1、どこに何人受け入れるのでしょうか。
- 2、必要な物資はどのくらい必要で、準備は出来ていますか。
- 3、原発事故であるので、地震等の自然災害と比べ、追加の準備等も必要かと思われませんが、策定している計画はどのようなになっていますか。

- 4、東海第二原発より70キロメートルほどの本町にも事故が発生すると、相当

量の放射能が届く恐れがありますが、そうした認識はおありでしょうか。

5、原発、重大事故、避難計画、受入れ態勢などについて、理解が不十分であり、議員として、勉強会を開いて学ぶことは大切なことだと考えます。町として勉強会を開催してはいかがでしょうか。

6、上記のようなことを考えると、私達も被害者になるかもしれません。東海第二原発の再稼働には反対すべきではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席より行います。よろしくお願いします。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、高木議員ご質問の質問事項1、人口減少問題、質問要旨1、少子化対策の在り方について五つの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように合計特殊出生率が2.1は、人口置換水準として、長期的に人口維持が出来る値とされています。東庄町は、平成27年度に策定しました人口ビジョンでは、目標値を1.8と定めておりますが、現在は令和4年度、1.01です。ちなみに全国平均は1.26で、千葉県は1.18であり、それぞれ目標からは遠い数値となっております。

合計特殊出生率のアップは、子供を産む年齢の女性の人数と子供を産む環境と育てる環境とが影響していると思います。

ご質問の対策としましては、一つ目に、結婚を希望する人が1人でも多く結婚出来るように出会いの場をつくり応援支援をする。

二つ目に、子供を産む家庭が全て希望する子供の数を持てるように、子育てへの不安を解消する。具体的には、各種手当などによる金銭的支援、放課後児童クラブなど、子育て環境の充実、安定した雇用の確保、子育てしやすい住環境の整備などです。

三つ目に、社会全体での子供を産み育てる家庭を応援支援する環境づくり。具体的には、職場や地域社会で子育て世帯を応援する土壌の構築や、子育てに関する増税や、子育て関係予算が増えた分、他の予算が減るなどへの理解などが必要と考えます。

2 番目の質問の若い人の都市部への流出防止対策についてですが、若者が都市部に出ていく理由は様々な要因が考えられます。

まず、都会の教育環境の充実、就職機会の多さ、文化的、社会的な魅力、住環境の選択肢、交通の利便性など、その他にもあるかもしれませんが、どれも個人の価値観によるところだと思います。これらの対策は、若者が地元で生活し続けたいと思う環境をつくり出すことが重要です。また、まちの魅力を伝えるPR活動や、若者自身が地域活性化に関わる機会を提供することも必要と考えております。

3 番目の質問ですが、若者が将来や老後に対して抱えている不安については、国や企業が実施した各種統計からも読み解けます。主な不安材料として、雇用の安定性や経済的な将来、老後の生活費、健康管理、社会保障制度の持続可能性などが挙げられます。

少子高齢化が続く中、自分達が年を取った時に支えてくれる世代が少なく、年金、医療、介護などの社会保障が持続出来るのかと不安に思っている若者は多いと思います。

また、その他にも、ライフステージごとに不安があるかもしれません。これはとても大きな問題で、こうすれば不安を解消出来ると言えるものはございませんが、重大な問題であるため、今後、議員の皆様と対応を検討し、不安の解消に努めていければと考えております。

4 番目の、議員がおっしゃる非正規雇用の増加が人口流出の一因となっていますが、雇用を町としてはやめるべきとは、町役場における雇用のことかと思いますが、現在、東庄町役場の雇用形態としては、地方公務員法に基づき、会計年度任用職員という職を設け、任用しておりますので、議員がおっしゃる非正規雇用とは若干異なります。また、多様な働き方の一つとして、会計年度任用職員を選択する方もいるため、必要と考えております。

5 番目の質問ですが、住んでみたい魅力的なまちづくりとして、図書館、公園、道路網の整備があるが、どのように進めるかというご質問ですが、予算の範囲で着実に実施していると考えております。議員がおっしゃる、子ども手当だけでは少子化対策にはならず、人口減少問題の解決にはならないとのご意見に対し、確かに支援金の給付だけでは不十分ですが、この支援に対しては、今年実施しました子育て世帯を対象とした子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケートでは一

定の評価を得ております。

引き続き議員の皆様にもご協力いただきながら、各種政策を進めてまいります。
よろしくお願いいたします。私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、私の方から、質問事項２の農業問題、質問要旨１の後継者不足の要因はの中で、国からの補助金つきの農政だけでなく、町の農業ビジョンについてのご質問にお答えをいたします。

町では、農家の高齢化や後継者不足などにより離農が進んでいることから、遊休農地も増加傾向にあります。その対策として、地域の農地利用の将来の計画を定める地域計画の策定を通じて、担い手を明確にすると共に、中間管理事業の活用等により、認定農業者や農業法人など担い手への農地集積や集約といった取組を進めてまいります。

また、将来の農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを目的とした農地整備を行い、生産基盤としての確保を努めると共に、コカブ、ＳＰＦ豚肉などのブランド化の向上や、付加価値の高い農畜産物などのＰＲや６次産業化への取組、スマート農業の推進など、収益性向上を図るため、関係機関との連携の強化に努めてまいります。

最後に環境を配慮した対策として、国が令和３年に策定したみどりの食料システム戦略では、食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立を目指しており、この中で、より環境に優しい農薬への転換や総合的・化学農薬及び化学肥料の使用量の低減や有機農業の取組面積の拡大などがうたわれています。

町としても、環境に配慮するためのこのみどりの食料システム戦略に沿った事業を推奨してまいります。

続きまして、令和４年の中学生議会で中学生議員からの質問でホテルの鑑賞会の提案があり、一緒に考えてまいりましょうという答弁でしたが、話合いの場はあったのでしょうか。また、中学生議会は何のために開かれたのでしょうか。というご質問にお答えいたします。

まず、教育課が作成した中学生議会開催要領の目的では、中学生が中学生議会と

いう模擬議会を通じて、町議会の役割や社会生活の様々な問題点に気づくことにより、主権者としても必要な資質・能力を育むと記載されております。

ご質問があった中学生議会は、令和4年11月に開催され、中学生議員から質問があった時点で、町内でホタルが生息している場所は把握しておりませんでした。

また、令和4年12月定例会で、当時の板寺議員から、ホタルなど生物の育成の場として、石出堰親水公園の活用について一般質問がありました。その後、現板寺議長と石橋教育長が現地を確認したところ、石出堰親水公園でホタルが生息していることが分かりました。

教育課では、公益財団法人河川財団や株式会社エコーなどの協力を得て、令和5年7月には石出堰親水公園の湿地の植物と水辺の生き物観察をテーマに自然観察会を成人対象に開催をいたしました。更に、中学生を対象に令和5年8月と10月に夏と秋の自然観察会を、12月には石出堰親水公園を活用する学習会も行っております。

今年も教育課で春と夏に石出堰親水公園で自然観察会を実施しております。

現時点で石出堰親水公園にホタルがたくさん見られる状況でないため、ホタルの鑑賞会は開催しておりませんが、中学生議員の意見、提案がきっかけで、町の事業へと発展をしております。

町執行部としても中学生議会は貴重な意見、提案がいただける場と考えております。

以上で私の答弁は終わりです。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

学校給食に無農薬、有機栽培による安心なお米を提供してはいかがかという質問にお答えします。

現在、学校給食で使用しているお米は、全量町内産のコシヒカリを使用して、地産地消を主とした食育を行っております。

高木議員のおっしゃる無農薬、有機栽培米を学校給食で使用するには、地産地消の観点からも、町内産で年間を通して一定の品質と定量が確保出来る流通体制が整った場合に検討したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、私からは質問事項３、東海第二原発、要旨１の大洗町広域避難に関する協定についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、平成３０年３月２７日に原子力災害時における県外広域避難に係る大洗町との協定を東庄町を含む銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、多古町の６市町で締結しております。

本協定につきましては、締結前の平成３０年３月１６日に開催されました東庄町議会全員協議会において執行部から行政執行上の報告として、議員の皆様を経緯と内容についてご説明を申し上げております。

協定締結の経緯でございますが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子力災害を受け、国の原子力災害対策指針が改定され、３０キロ圏内に含まれる地方公共団体は、広域避難計画を策定することとなりました。

町全域が広域避難計画の対象となる大洗町から、計画の前提となる避難先として、東庄町を含む千葉県香取・海匝地域の６市町に協力依頼があり、協議の結果、有事の際は東庄町を含めた近隣市町が避難先市町として大洗町民の受入れを行うこととなり、協定の締結に至ったものでございます。平成３０年３月２７日に香取市役所において関係市町が集い、締結式を行っております。

協定の内容でございますが、目的は、避難受入れ市町及び大洗町が原子力災害時等に法令及び茨城県広域避難計画に基づき行う大洗町町民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとなっております。

基本事項としては、大洗町長が県外広域避難の必要があると認めた時は、避難受入れ市町に町民の受入れを要請し、避難所の開設等受入れは避難先市町が行い、大洗町は早期に避難所運営の移管を受けるという内容となっております。

受入期間は原則として１ヶ月以内とし、受入期間の見直しが必要となった時は、茨城県、千葉県及び受入れ市町と協議をして決定するという内容となっております。

汚染拡大防止、安心安全のための避難者のスクリーニングは、茨城県が計画に基づき実施することとなっております。

避難所運営に必要な物資は、大洗町が茨城県と協力して確保することとし、不足分については、受入れ先から借用、または提供を要請出来るということになっております。

費用の負担は、法令その他別に定めがある場合を除き、大洗町が負担するという内容になっております。

この内容につきましては、当時、各報道機関にプレスリリースされており、広く周知されているところでございます。広域避難の受入れに関しては、人道的に必要な措置であると考えております。今後は町民の方々にも広く周知してまいりたいと思います。

それでは、ご質問のどこに何人受け入れるかについてお答えいたします。

本町の受入れ人数は1, 470人となっており、指定避難所11ヶ所をもって受け入れる想定となっております。具体的にどこに何人受け入れるかについては、災害発生時の状況によりますが、公民館から順次受入れを実施していく予定となっております。

次に、必要な物資は準備出来ているのかとのご質問についてでございますが、先程ご説明いたしましたとおり、広域避難のために必要な物資は、大洗町と茨城県が協力して確保するということになっておりますので、東庄町としては特に準備しておりませんが、不足する場合には要請により本町において備蓄している物資を貸与、または提供することになります。

次に、原発事故として策定している計画はどのようになっているかとのご質問についてお答えいたします。

東庄町地域防災計画において、放射性物質事故復旧対策として計画をしております。具体的には、県や国と連携した除染等の措置、被災住民の健康管理、風評被害対策、廃棄物の適正な処理等になります。

次に、放射線が届く恐れについてでございますが、気象条件により被害が及ぶ危険性は否定出来ません。被害の恐れがある場合には、東庄町地域防災計画に基づき、関係機関と連携して対応いたします。

次に、議員から提案がありました勉強会につきましては、全員協議会の場であったり、議会の各委員会等で実施出来ないか今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力お願いいたします。

また、茨城県の広域避難計画等に変更が生じた際には、議員の皆様にも情報提供してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

最後に、議員からの東海第二原発の再稼働には反対すべきではないかのご意見についてでございますが、東海第二原発の再稼働につきましては、状況や立場により様々なご意見があらうかと思っておりますので、町としての意見については回答を控えさせていただきます。

現時点では、東庄町地域防災計画に基づき、関係機関と連携して防災対策を徹底し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

人口減少問題についてです。若い人が都市部へ流出する理由として、教育機会の充実、就職機会の多さ、文化的、経済的、社会的な魅力等があります。若者を地元引き止めるためには、これらの生活環境を整えていくことが重要です。

住んでみたい魅力的なまちづくりとして、図書館、公園、道路網の整備等がありますが、どのように進めるかという質問に対して、予算の範囲で着実に実施しているという答弁でしたが、名ばかりの図書館、公園であり、現状維持だけの予算措置では、利用者から見ると全く魅力は感じられません。町では、会計年度職員について、自ら望んで選択する方もいるため必要だと言っておりますが、企業における非正規雇用社員を採用するのと全く同じで、人件費の削減にあるのではないのでしょうか。町の財政はそんなに厳しいのでしょうか。

地方の市町村において、役場はその地域で一番の優良企業なのです。優良企業にふさわしい町民サービスが求められます。町は人口減少問題は重大な問題であると認識しているようですので、真摯に取り組んでくださるよう、切に要望いたします。コメントがあればお願いしますが、コメントはないようですので、次に行きます。

農業問題について、一問一答でお願いします。

1、農業後継者が激減していますが、要因は何でしょうか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えします。

現在、町では少子高齢化や若者の都市部への人口流出、人口減少が進んでいます。

また、多種多様な職業があり、職業の選択の幅も広がっております。また、農業の仕事は重労働で、就農にも費用がかかり、安定した収入が保証されないなどのイメージがあると思います。職業として農業を選択する人が減少したことなどが後継者不足の大きな要因と思われます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

2番目、子供達がスマート農業が面白い、農業はもうかるらしいと思えるようになれば後継者は育ちません。こんな農政の方向性について考えはいかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

現在、国においてもスマート農業を推進しております。例えば、既に実用化しているGPSを用いた自動操舵トラクター、農薬等の散布に用いられるドローンなどがこれにあたります。更に発展した事例としては、事務所などから農業機械を遠隔操作して、圃場の耕作を行うような実証実験も行われているようです。

スマート農業など次世代の農業は、子供達から見ても魅力的な職業として選択されることを期待しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

子供達は、スマート農業については非常に関心があるようですが、農業はもうか

るという話をしてやらないと後継者として育ちません。農業は面白くて、もうかるんだという話をしていただけませんか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

どうしても農業がもうかるためには、大規模化とか生産性の向上が必要になってくると思います。その辺について、国の政策と共に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（板寺正範君）

高木議員に申し上げますが、時間が迫っておりますので、最後の質問をまとめて質問してください。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

耕作放棄地をなくす対策はありますか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

耕作放棄地対策につきましては、まず農地法第30条に基づく農地利用状況調査を農業委員会とまちづくり課農政係が合同で毎年実施をしております。農地の利用状況調査後は、耕作放棄地の所有者を対象に農地法第32条等に基づく利用意向調査を実施しております。この調査をもとに、農地中間管理事業等を活用した農地の流動化を促し、農地の集約集積を進め、耕作放棄地の新規発生防止や解消に取り組んでおります。

また、耕作放棄地の再生に利用出来る農地中間管理機構の遊休農地解消緊急対策事業につきましては周知を進めてまいりたいと思います。

以上で答弁終わります。

議長（板寺正範君）

時間が過ぎておりますので、以上で高木武男君の一般質問を終わります。

失礼しました。あと24秒残っているようです。

それでは高木議員、質問をお願いします。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

質問時間については概略で言っているんですよ。質問は答弁が長くて終わったんですけれども、それはちょっとないでしょう。最後の質問がもう5点ばかりあるんですよ。それは質問させないんですか。

議長（板寺正範君）

それは認められません。今、まだ時間が残っていましたから、最後の質問にしてください。私、勘違いして早く止めましたけれども、まだ時間が残っていたようですので、最後の質問にしてください。

11番（高木武男君）

そういうね。

議長（板寺正範君）

何のために発言時間を申請しているんですか。

11番（高木武男君）

大方の目安でしょう。では、今度はもうちょっと長く言った方がいいんですか。

議長（板寺正範君）

自分がそう思えばそうしたらいいじゃないですか。自分が50分かかるとするならば、50分申請すればいいじゃないですか。

11番（高木武男君）

そんなの分かりませんよ。

では、質問を変えます。

議長（板寺正範君）

最後の質問になります。よろしくお願いします。

11番（高木武男君）

最後、では言います。原発問題についてなんですが、大洗町から避難者1,470人をどこに何人ずつ受入れますか。

それから2番目、2日分の飲料水の確保は出来ていますか。

3番目、どのような種類の放射線測定器を何台保有していますか。

4 番目、測定器を使用する訓練を受けた職員は何人いますか。

5 番目、大地震が起こった場合、東庄町民が公民館等に避難しますが、その場合でも大洗町の人達を受け入れる余裕はありますか。

以上です。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

初めに、1, 470 人をどこに何人ずつ受け入れるかというご質問でございますが、広域避難者の受入れにつきましては、具体的に計画はしておりませんが、町の指定避難所 11ヶ所の収容能力は 2, 040 人でございますので、大洗町の避難者 1, 470 人の受入れは可能と見積もられております。

収容能力の内訳につきましては、東庄中学校 410 人、東庄小学校 320 人、旧神代小学校 200 人、旧石出小学校 300 人、旧橘小学校 310 人、旧東城小学校 210 人、町公民館 110 人、町児童館 35 人、保健福祉総合センター 40 人、ふれあいセンター 75 人、ふれあい公園 30 人となっております。具体的にどこに何人受け入れるかについては、災害発生時の状況によります。

次に、2 日分の飲料水は確保出来ていますかとのご質問でございますが、広域避難者に対する必要な物資は、大洗町が茨城県と協力して確保する計画となっております。当町としてはそのための準備はしておりませんが、受入れ当初において、町の備蓄の飲料水等を一時的に提供することが想定されます。また、不足する分は、千葉県や協定を締結している企業等に協力をいただき、提供することになります。

次に、どんな種類の放射線測定器を何台保有しておりますかとのご質問でございますが、東庄町においては、大気中の放射線量を測定する機材は保有しておりますが、人員に対して測定する機材は保有しておりません。広域避難者に対するスクリーニングは、茨城県が実施してから町が受け入れる計画になっております。しかしながら、茨城県においても、退避時の検査は今後の検討課題として捉えております。当町においても、茨城県の検討結果を確認しつつ対応していきたいと考えております。

次に、測定器を使用する訓練を受けた職員はおりますかとのご質問でございます

が、人員に対する測定器は保有しておりませんので、現時点では使用出来る職員はおりません。

次に、震災時に東庄町民が避難する場合でも受け入れる余裕はありますかとのご質問でございますが、広域避難者を受け入れる場合、当町が被災していないことが大前提となっております。震災等により、当町が被災している場合は、受入れ不可能ということで回答することも出来ます。その場合は、茨城県が次の避難所を確保する計画となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 1 1 時 4 8 分 休憩）

（午後 1 時 0 0 分 再開）

議長（板寺正範君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

9 番、大網でございます。時間がないので早速質問に入らせていただきます。

町のごみの対策についてお伺いいたします。

質問要旨 1、東庄町のごみ問題の現状について質問をいたします。去る 6 月 6 日に総務産業委員会の勉強会がございました。その中で、魅力あるまちづくりの一環としてのごみ問題が課題と取り上げられました。また、世界的に課題を蓄積されているごみ問題がございます。

そこで、世界のごみ問題として特に重要視されているのが、海に流れるプラスチックごみです。海に流れ出るプラスチックごみの量は世界全体で年間約 8 0 0 万トンにもなります。今まで海に廃棄された合計は 1 億 5, 0 0 0 万トンになると言われております。

8 0 0 万トンという量は、飛行機に例えると約 5 万機に相当いたします。また、海に流れ出たプラスチックごみは、海流によって世界各地に漂流します。従って、

地上の楽園といわれる島でさえ、大量のごみが海岸線に漂流して、美しい景観と環境を汚し続けております。特に恐ろしいことは、海洋プラスチックはウミガメなどが食べ物として間違っただけで飲み込む場合がございます。海の生き物の死因にもつながり、プラスチックが地中で細かく裂け、マイクロプラスチックになり、それを小さな魚が誤って食べ、更にマイクロプラスチックは食物連鎖を通じ、最終的に人間にも悪影響を及ぼす恐れがございます。

また、日本のごみ問題といたしまして、2019年の1年間に日本の一般家庭から排出されたごみの量はなんと4,272万トンにも及びます。その他のごみは、リサイクル出来たものが840万トン、埋立てなどの処理をしたものが380万トンでございます。ごみを焼却処分する際に発生する多くの二酸化炭素は、地球温暖化の原因にもつながり、地球に悪影響を与えることが懸念されております。

また、環境省の見解によると、今後のごみの埋立地は20年ほどであふれると言われております。世界、日本ともごみ問題の課題がたくさんございます。そこで、東庄町の現状をお伺いいたします。

ごみが発生した場合、場所での違いでごみの出し方が違ってくると思っております。家庭ごみとは、日常生活に伴い、家庭から排出される小型の可燃物や台所から出る生ごみ類や、紙類、布類、小型のプラスチック製品が該当いたします。その他にも、靴やかばん、ビデオテープなどの小型可燃物も含まれていると思います。東庄町では、家庭ごみをどのように区分し、出しているのかお伺いいたします。

また、事業ごみについてお伺いいたします。事業ごみは、会社やお店などから出る事業活動に伴って生じたごみです。また、社会福祉施設のような公共サービス施設や病院、農家、NPOなどの事業活動の対象にもなります。事業ごみはごみ収集場所に出すことが出来ません。事業主の責任において定められた処分をしなければなりません。東庄町では事業所のごみと家庭のごみの違いが明確に区分されておらず、事業ごみを家庭ごみとして区分してごみを出してしまう傾向が多いと思います。これについて東庄町はどのような方法で区分し、ごみの出し方を指導しているのかお伺いいたします。

なお、環境省の見解によると、今後の埋立地は20年ほどであふれると発表しております。

そこで、伊地山処分場の現在の状況についてお伺いいたします。一般廃棄物最終

処分場としての埋立期間は平成18年度から令和12年度までとホームページに記載されておりますが、最終処分場としての進捗状況をお伺いいたします。

更に、処分場維持管理基準に伊地山処分場は適合しているとは思いますが、東日本大震災から13年経ち、拡散された放射能が長年ごみとして放射性物質が集められ、処理し、放射性物質が凝縮される可能性があると思います。環境に影響がなかったでしょうか。お聞きいたします。

なお、現在の維持管理基準に対し、経年劣化等によるコストをどのように対策を行われているかお伺いいたします。

続きまして、不燃物の収集方法は現在では町の各地区によって違いがあると思いますが、町では各地区にどのような助成を行っているのか。また、どのような不燃物の収集方法を定めているのかお伺いいたします。

また、多くの市町村では、可燃物の収集所には地域ごとに収集日、場所が定められておりますが、東庄町では可燃物をどのような方法で収集しているのかお伺いいたします。

次に、ルールを無視してごみを山林、道路沿い、河川沿いなどに捨てる不法投棄の実態が、近年ではどのような事例があるのかお伺いいたします。

また、不法投棄の監視等を行うことにより、廃棄物の適正処理を推進することを目的とする監視人はどのような活動内容をしているのか、また、どのような待遇なのかお伺いいたします。

次に、ごみゼロ運動や町のクリーン作戦など、活動成果として令和5年度のごみの総量、参加人数などを教えてください。

また、過去の数量と比較してどのように変動したのかお伺いいたします。

また、ごみゼロ運動やクリーン作戦のボランティア活動を行う際、町民の参加者に対し、万が一の事故に対し、安心して活動が出来るようなボランティア活動保険などがありますが、ボランティアの参加者に対し、町としてどのような対策をしているのかお伺いいたします。

最後になりますが、長くずっと住み続けられる町、そして、地球を守り続けるためにも、町や全世界でのごみ問題、環境破壊など、今、何をしなければならないのか、また将来のために何が出来るのかを考えなければならないと思います。そこで子供達に未来のごみ問題を考えてもらうべきではないかと思います。授業などや教

室などでごみの話し合いなどを行っているのか伺いいたします。

これにて質問要旨 1 の質問を終わらせていただきます。次回から自席にて一問一答方式で質問を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、ただいまの質問事項 1、町のごみ対策について、要旨 1、東庄町のごみ対策の現状について、11 点ほどご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず初めに、本町における家庭ごみの区分の仕方、出し方についてにお答えいたします。

大きく分けて可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の三つの種類に区分されます。

可燃ごみにつきましては、週 2 回収集で、生ごみ、紙くず、プラスチック製品等になります。

不燃ごみにつきましては、隔週収集で、ガラス、金属、陶器等になります。

資源物につきましては、空き缶、空き瓶、紙類、布類、衣類は隔週の収集となります。プラマークのあるプラスチック製品につきましては、毎週金曜日収集となります。

粗大ごみは有料となりますが、直接搬入していただくか業者に依頼し、自宅収集となります。

出し方につきましては、指定袋を使用し、収集日の朝 8 時までに指定の場所に出していただきます。また、二重袋は禁止されていますので、プライバシーに関わるものは紙袋や色つきの袋に入れてから出していただきます。

この他、家電 4 品目、小型家電、パソコン等については町のホームページ等で処分の仕方を明示しております。

続いて、2 番目、事業所のごみについてでありますけれども、事業所から発生するごみは家庭ごみとして出すことは出来ません。伊地山クリーンセンターに自己搬入するか直接町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただく形となっております。町ホームページでも同様の内容を掲載して注意喚起を行っております。

続いて、3 番目、伊地山処分場の状況ですけれども、こちら香取広域市町村圏事

務組合に確認した内容となっております。

最終処分場については、平成18年度より埋立てを開始し、当初は平成32年度埋立て完了予定でございました。

第二伊地山一般廃棄物最終処分場は、6層に区分けされている最終処分場ですが、現在は4層目までの埋立てが完了し、5層目の埋立てをしております。

今後の予定ですが、平成29年度より実施しております焼却灰等の埋立物の外部委託処理を行っておりますので、これにより次期施設の竣工まで延命化を行っております。

続いて、4番、東日本大震災時の災害ごみの放射能などの影響がある廃棄物がないのかについて、こちらも香取広域に確認の内容となっております。

東日本大震災を受けて、平成23年8月30日公布、平成24年1月1日施行の特別措置法に基づき対策を行っております。

特別措置法に基づき、焼却場の排ガス、焼却灰、処分場の観測井戸水の放射性物質測定を実施しましたが、基準値を超過する放射性物質は検出されていないことから、放射性物質による影響はないと考えております。

なお、この調査に係る経費については国庫補助100%となっております。

また、排ガス、焼却灰については特別措置法施行規則に基づく免除要件により現在測定免除となっていることから、ただいま行っている調査は処分場の観測井戸水及び最終処分場敷地周辺の空間線量となっております。

また、最終処分場の維持管理については、日々の点検整備及び長期の修繕工事計画で対策を行っております。

次に、5点目、不燃物の収集方法及び地区への助成についてですが、不燃物の収集方法は、各地区不燃ごみステーションに出していただく形となっております。

また、現在のごみステーションに関する補助金といたしましては、設置、改修については環境衛生改善施設整備事業補助金、改善費の2分の1で上限が50万円。また、不法投棄処理については、不法投棄廃棄物処理補助金、処分費の2分の1のこの二つがございます。

続いて、6点目、可燃物の収集方法についてですが、町では現在、可燃ごみ収集の方法をルート方式としております。ルート方式は、収集ルート上であれば自宅前にごみを出して良いという形となっております。

また、ルート外の家庭がルート上までごみを出し、数軒まとまって自主的なステーションの形になっている箇所もございます。

町と香取広域市町村圏事務組合で定めた一般廃棄物処理基本計画では、組合管内の収集方法の一元化を目標としておりますので、ステーション方式の導入について慎重に検討しているところであります。

また、国道沿いの収集作業については、作業員の事故防止、通行車両の渋滞緩和の関係で、通行車両の多い朝の時間帯の収集を避け、早くても午前11時頃から収集といった工夫をしているところであります。

また、収集運搬業者からステーション方式導入の要望がございまして、東今泉区については、今年の1月23日より6ヶ所によるステーション収集を実施しております。

7点目、近年の不法投棄についてですが、以前ほど大規模な不法投棄は少なくなってきておりますが、家庭ごみの不法投棄は度々見受けられます。町では、警察や県との合同パトロール並びに監視カメラの活用により、指導、取締りを強化しております。今後とも広報並びに回覧等により啓発活動を行って周知を行ってまいりたいと思います。

8点目としまして、不法投棄監視員でございすけれども、こちら町で8名の方に監視員を委嘱しております。報酬といたしましては、1名、月5,000円、年間で6万円の報酬となっております。監視員の方は地区の監視を行っていただき、月に一度報告書を提出いただいております。令和5年度における通報の件数は7件となっております。行為者等を発見しても注意や指導など接触はしないで、行為者に気づかれずに確認出来る範囲の状況を担当課へ通報していただくようお願いしております。

続いて、9点目、ごみゼロ運動やクリーン作戦の実績でございますが、令和5年度のごみゼロ運動の参加人員については1,000人強と把握しております。収集量といたしましては、不燃物550キログラム、可燃物が660キログラム、クリーン作戦では不燃物が160キログラム、可燃物が740キログラムであります。年度によって多くなったり少なくなったりの多少の変動はありますが、概ね全体としては減少傾向にあると考えております。

次に10点目、清掃活動のボランティア活動を行う町民参加者に対する保険等の

対策についてですけれども、全国町村会の総合賠償補償保険に加入しておりますので、東庄町総合災害補償規定に基づきまして、社会奉仕活動に参加する住民の死亡や入通院を伴う障害になった場合、こちらは補償を行う形となっております。

最後、11点目、子供達にごみ問題を考えてもらう授業などを行っているのかについてですが、毎年小中学校で実施しております租税教室、こちらの中でごみと税金、また、ごみ処理の年間経費などのPRも行っており、ごみの分別や出し方を紹介しております。ごみ問題はSDGsとも関連しており、子供達には環境への意識向上と地域社会の問題を共同し、解決に取り組む姿勢を育んでいただきたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

回答どうもありがとうございます。

2回目の質問といたしまして、一番最初の家庭ごみをどのように区分して出しているのかという質問に対しまして、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種類に区分しているとの回答でございました。ごみの出し方で、可燃物の中でちょっと難しいのが雑草や枝木の場合はどのようにごみとして出しているのか。また、揚げ物等の後の使用した油、これは可燃ごみとしてどのように出すのか。また、小型電化製品について、パソコン等はどのような方法というか、どのような経緯で処理されているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、雑草や枝木は可燃の指定袋に入れていただくようになります。枝木や幹などが多い場合は、長岡不燃物処理場や伊地山クリーンセンターへ直接の搬入となります。

また、食用油はティッシュや新聞紙、布等に染み込ませて可燃ごみとして出させていただきます。

小型電化製品については、役場や町の保健福祉総合センター、こちらに専用ボックスを設置し、回収しております。また、専用ボックスに入らない場合は、不燃ごみとして不燃物置場へ出していただくことも出来ます。

次に、パソコン等は町の協力事業者でありますリネットジャパンリサイクル株式会社が宅配便による回収を行っております。また、プラマークがついています資源物については、指定袋がありませんので、透明、または半透明の袋に入れて収集場所に決められた日の朝8時までに出していただくようになります。

以上となります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございます。細かく出し方教えてもらいました。

ちょっと気になったのが、油、どうしても家庭用の油というのは、少ないならいいんですけども、1リットル、2リットルになりますと、布にそれだけ染み込ませるのはなかなか難しいのかなと思いますので、そこら辺、また新しく処理方法がありましたら教えてもらいたいと思います。

それと資源ゴミのプラマークですか、これ新しい言葉なので、出来たらもう一回教えてもらっていいですか。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

繰り返しになってしまいますけれども、プラマークがついている物の処分の仕方になりますけれども、指定の袋等がありませんので、透明、または半透明の袋に入れていただきまして、資源物の回収の日がありますので、そちらに各地区ごとに曜日が決まっておりますけれども、資源物の回収の時の曜日に朝8時までに出していただきたいと思います。

以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。新しい言い方だったので、プラマークは資源ごみとして出すということで了解いたしました。

続きまして、事業ごみと家庭ごみの出し方について、違いと言いますか、教えてもらいましたが、東庄町ではほとんどが零細企業でございますので、事業ごみを家庭ごみとして出してしまうケースがあると思います。このような場合は、町としてどのような見解というか、どのように考えているのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまの事業ごみの関係ですけれども、法律によりまして、事業活動から出る全てのごみは事業者自らの責任において適正に処理することとなっております。家庭ごみとして出すことは不法投棄となり、罰則が適用されることと認識しております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

はい、分かりました。事業ごみを家庭ごみで出すと不法投棄になると、了解いたしました。

それから、続きまして、伊地山処分場の現状についてお伺いいたしました。

一般廃棄物最終処理場の伊地山処分場の機能はどうしても期限付でございますので、出来るだけごみの区分をして、伊地山処分場の負担を減らさなければならないのかなと思います。町ではどのような対策を取っているのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、議員のおっしゃるとおりごみを適切に分別し、資源物をリサイクルに回すことが重要と考えております。また、食品ロスの削減や使い捨て製品を減らし再利用可能なものを扱うように心がけていただきたいと思います。

また、生ごみについては、町の生ごみ減量化促進事業補助金を活用していただき、処理機等で減量化、堆肥化を進めていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

了解いたしました。

では、続きまして放射能の影響があるのかと質問をいたしました。伊地山処分場は、放射能が検出されていないという回答で安心いたしました。

放射性物質は、長年残って拡散された放射性物質がまたごみとして収集されちゃうのかなという考えを持ちましたので、この考えは間違っていたということで、この場を借りまして謝りたいと思っています。

続きまして、不燃物の収集所の課題は各地によって違いがあるけれども、どのような助成を行っているのかという質問を行いました。そこで、区民ではない町民が不燃物を出す行為や、処理困難な不燃物を出さないようにするために、不燃物の収集場所に監視の役目をする監視カメラを町として設置したらいいかなと思うのですが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、現在、不燃物置場には数ヶ所、監視カメラを設置してございます。ただ、町内の不燃物置場は全部で30ヶ所以上ございますので、その場合の設置費用、また維持点検や管理費用などもかかりますので、全てに増設するには相応の予算が必要となりますので、なかなか難しいと考えております。代替案といたしましては、効果的な注意看板の設置等、このあたりを検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

全ての収集場所にカメラは難しいということです。特にひどいというか、被害がひどい場所つけた方がいいのかなと思いますので、そこら辺はよろしく願いしますというふうにお願いをいたしたいと思います。

続きまして、可燃物の収集方法をお聞きいたしました。現在、2つの収集方法があるとの回答でございました。いろいろ課題がある中で、ステーション方式を導入しなければならないという事情は十分分かりました。本来は、町民は同じサービスを受ける権利があるのかなと思いますが、そこで今では自宅の前でゴミを出しているのがほとんどだと思います。ステーション方式にすると、今度は高齢者だとか、障害者などのごみ出し難民が増える可能性があるのではないかと思います。

また、自宅の前がゴミステーションになると嫌がるような町民がいるのかなと思います。そこで、十分に地域の方々と話し合って、ゴミステーションを設けるような形をお願いしたいと思います。

従いまして、今後、どのようにゴミステーションの話し合いというか、そのような計画というか、思っているか、計画しているのか、ありましたらお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、国道356号線沿いのような条件下のところにつきましては、収集作業員の事故防止や作業の迅速化、通行車両の渋滞緩和の観点から、ステーション化を特に必要とされているところであります。ただ、要介護や障害者等で構成される世帯などにつきましては、更にまた別の個別の収集が必要になると考えているところでもございます。

また、ゴミステーションの設置についてであります。折り畳み式や、あるいはキャスターつきなどの移動式のものを使用するなどして、また、管理を当番制にして対応していただくなどといった案もございます。

いずれにいたしましても、ステーション化という部分につきましては、地域の皆様と慎重に検討を重ねていかなければならないものと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

了解いたしました。よく地域の方々と十分な話し合いをしてもらいたいと思っております。

続きまして、不法投棄についてお伺いいたしました。大変残念ですが、いまだに不法投棄が行われているというのが残念でございます。特に悪質な不法投棄はてきぱきと取締りをお願いしたいなと思っております。

続きまして、監視人の活動内容と待遇についてお聞きいたしました。監視員さんのご苦勞を考えると大変だなと思っております。それを町民の方が多分、分かりますと町民の方々もじっとしてられない気分になるのではないかなと思います。そして町民の方々が不法投棄を発見したら、すぐに町の担当者に通報が出来る方法とありますか、そういう仕組みがありましたらお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、町民の方が不法投棄現場を発見した場合ですけれども、ご自身の安全を確保していただくと共に、場所や日時、内容を町民課生活環境係へ連絡していただけるようお願いいたします。

以上となります。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

分かりました。町民の目があるから不法投棄は出来ないという形を取ってもらいたいと思います。

続きまして、ごみゼロ運動につきまして、人数と収集量を聞きました。年々ごみの量が減ってきたという回答でございますので、これは町のボランティア団体のおかげかなと私は考えております。そこで、貢献になったボランティア団体に対しまして、町でたたえるような機会がございましたら、お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります、東庄町表彰条例によりまして、清掃美化や環境美化など環境衛生に尽くした活動が衆人の模範となると認められた団体には善行表彰される機会がございます。

また、この他に東庄町社会福祉協議会によります住民福祉大会で活動発表や表彰の機会があるということで聞いております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

どうぞ、いい機会がありましたらよろしくお願いします。

それとボランティア活動の参加者に対して保険があるのかという質問で、町で総合賠償保険で対応出来るという回答でございました。これで自分としてはすごい安心しましたので、出来れば、より一層の手厚い保険があればいいかなと思っております。

続きまして、最後の質問、子供達にごみ問題を考える授業を行っているのかという質問でしたが、租税教室の中でごみの分別や出し方を指導しているという回答でございました。しかし、租税教室の本来の目的は、租税に関する意義だとか、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るための申告納税制度の理念とか、納税者の権利、義務、その勉強だと思います。従いまして、別のごみ問題の、特別なごみ問題の目的とする授業を開いてもらいたいと思っております。

まだ時間がございますので、そこにごみ問題の達成に向けた事業、それについて、どのように計画というか、考えがあるのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、ごみの減量や3R、こちらはリデュース、リユース、リサイクルの推進、それからごみの分別方法の仕方などを始めまして、環境問題を学び、実践出来る教室につきまして、香取広域市町村圏事務組合とも連携をしながら検討し、開催が出来るよう考えていきたいと思っております。よろし

くお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

了解いたしました。将来の子供達にごみの問題があるんだということを十分勉強してもらいたいと思います。

そこで、私から最後に要望となります。

今やらなければならないことは何か。それは、ごみを分別することだと思います。そして分別して、また、より細かくごみを区分し、ごみを正しく処理することがごみ問題の対処方法だと私は考えています。

そこで、町が率先してごみの区分をしやすい方法として、身近な暮らしの中で取り入れやすい取組として、先程課長が言われました、リデュース、リユース、リサイクル、これを推進してもらいたいと思います。子供の頃からごみ問題を考える機会をつくってもらい、町全体で生活活動の一環になるように町民全体でごみ問題の活動が出来るまちづくりをお願いしたいと思ひまして、これにて一般質問を終わりにします。

議長（板寺正範君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

1 番、海宝です。通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、空き家対策、通学路の安全、旧給食センターの有効活用についての3 点、質問要旨は4 点について伺います。

初めに、質問事項の1、空き家対策について、質問要旨1、町内の管理不全空家及び特定空家について伺います。

空き家対策については、いろいろな場所で度々話題に出ており、これまでの一般質問でも複数回取り上げられてきました。昨年6 月に空家対策特別措置法が改正され、それを受けて今年の3 月には東庄町空家等の適正管理に関する条例が策定され、3 月議会で承認されました。

条例では、空き家計画を定めるための立入調査を行い、空家対策協議会で審議し

ていくということですが、まず今回の空家対策特別措置法の改正のポイント及び町の条例を策定することによって可能になること、更に空き家対策の現在の進捗状況について伺います。

一問一答方式で通告してありますので、これ以降は自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、海宝議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和5年6月14日に公布されました空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の一番の大きな改正ポイントは、所有者等の管理責任を強化するため、市町村がこのまま放置すれば特定空家になる恐れがある空き家に対して、管理不全空家と認定し、所有者等に指導・勧告等を行い、勧告された場合は、固定資産税の住宅用地特例が解除されることです。

続きまして、町の条例を策定することによって可能になったことについてお答えいたします。

令和6年3月定例会で承認されました東庄町空家等の適正管理に関する条例は、空家対策の推進に関する特別措置法に基づいて、町が執行するにあたり、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めたものでございます。

最後に、空き家対策の現在の進捗状況についてお答えいたします。

今年の4月からまちづくり課都市計画係で、町民課などから協力をいただき、固定資産税台帳などの資料を基に、建物の地番と違う住所地の所有者や、亡くなっている所有者の納税管理人等の住所が、町外など建物の地番と違う納税管理者をリストアップして、空き家等に該当するか、現地調査をしている段階でございます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

答弁ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

条例では、町民からの情報の提供によって必要な調査を行うとありますが、現在

情報は何件寄せられていますか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

令和6年4月から8月上旬まで、空き家からの草木及び建物の苦情が7件ありました。

なお、苦情があった空き家等の所有者には、まちづくり課から写真等を添付して、空き家の適正な管理をする旨、通知をしています。

以上です。

議長（板寺正範君）

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

ありがとうございます。空家対策協議会は、情報提供があった時のみ開催されるのでしょうか。それとも定期的に開催されるのでしょうか。伺います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

東庄町の空家対策協議会については、現段階では未着手ではありますが、法や条例により、協議会は空家等対策計画の作成及び変更や、特定空家等の認定及び措置に関する事項に協議会の調査審議をすると定めておりますので、空家等対策計画の関係や、特定空家等に関する事案がある時に協議会を開催することと考えております。

以上です。

議長（板寺正範君）

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

ありがとうございます。立入調査を行うということですが、調査対象が複数箇所あった場合、調査を行う順番はどのようになっておりますでしょうか、伺います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えいたします。

条例等に定めている立入調査は、倒壊等、著しく保安上危険の恐れがあるなどの特定空家に該当すると思われる建物等について行います。そのため、立入調査は所有者に通知した後、順次行うこととなります。

以上です。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。管理不全空家の判断基準について伺います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

このまま放置すれば特定空家になる恐れがある管理不全空家の判断基準については、今後、国のガイドライン等を参考にして特定空家と一緒に管理不全空家の判断基準を作成したいと考えております。

以上です。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。既に特定空家に認定された事案はありますか。また、今後の見通しについて伺います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えいたします。

先程ご説明いたしましたが、現在、町内の空き家の把握に努めております。空き家の実態調査後に台帳を作成し、東庄町空家対策協議会の設置及び東庄町空家等対

策計画を策定いたします。

特定空家等については、協議会で審議する必要があるため、現在、特定空家等に認定された事案はございません。

なお、東庄町空家等対策計画等については、令和6年度の策定を目指して現在進めているところでございます。

以上です。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

現在、町内にある空き家については、相続人、または近隣の親戚等が管理しているもの、町外の方が購入して居住している、あるいは管理しているもの、企業等が借り上げて従業員の宿舎等になっているもの、町外の不動産業者に依頼して管理しているものと様々です。多くは問題がないと思われませんが、一部、近隣住民及び車両の通行に支障を来している空き家が存在します。今回の条例は、特定空家の認定と緊急安全措置を自治体が行うことが出来ることを示しているとのことですが、その中で、町外の方が購入したのですが、管理が行き届かず、生け垣や樹木が繁茂して著しく景観を損ねたり、子供達や車の通行に支障を来したりしている場所もあります。そのような場合の対応について伺います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

ご質問のような空き家については、現地を確認して、所有者等に適正な空き家の管理をする旨通知をいたします。なお、町が管理する道路等で著しく通行等に支障を来している場合については、緊急措置として、必要最小限度の伐採等を町で行う場合があります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。空き家対策は、移住促進を図る上で重要なポイントになるかと思います。交通安全の面、野生動物が住みついたり、敷地中が竹や雑草で覆われたりするなどの衛生面、落ち着いたまち並みの印象を損ねるなどの景観の維持の面、そして台風シーズンになると心配されるのが、大きな樹木の倒壊による電線や車両の通行の妨げなど、インフラへの影響などの面が心配されます。時間はかかると思いますが、是非丁寧に確実に進めていただきたいと思います。

次に、質問事項の 2、通学路の安全確保について。

質問要旨 1、大雨時、道路の冠水の危険がある場所の把握と対応について伺います。

通学路については、危険箇所について 7 月に通学路点検をしたところです。主に見通しの悪い場所が中心でした。いよいよ台風シーズンとなり、例年、ゲリラ豪雨等、突然の大雨が降るケースも増えています。そして、雨の降り方も、これまで経験したことがないようなというフレーズがメディアでは普通になってきています。つまり、想定外の事案が増えているということが分かります。

本町においては、子供達の通学路において大雨時や大雨後に冠水し、通行に支障を来すような場所はあるのでしょうか。また、想定外の大雨により冠水した場合の対策や対応について伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それではお答えします。

道路管理者に確認しましたところ、通学路において、ここ数年で冠水し、通行に支障を来すような場所は把握していないとのこと。また、学校からもそのような報告は受けておりません。万が一、想定外のゲリラ豪雨等により通学路で歩行に支障を来すような場所が出てきた時は、道路管理者と情報を共有して対策を講じると共に、学校を通じて保護者への注意喚起を促したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

続いて、質問要旨 2、住居の生け垣等が歩道や道路を圧迫している場所とその対応について伺います。

通学路点検では指摘されなかった場所ですが、通学路上に生け垣がかなり膨らんでみ出ている場所が散見されます。長い間同じ状態が続いて不便さに慣れてしまっていると思われますが、解消されれば、児童生徒の登下校時の通行がかなり楽になり、事故の確率も下がると思われますが、対応について伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

お答えします。

学校やスクールバス運行業者から道路にはみ出した生け垣などで通行の妨げになるとの通報があった時など、随時道路管理者にその情報を提供しております。そして、道路管理者が地権者と連絡を取り、伐採剪定などの協力をお願いしております。

併せまして、町民の方々に樹木の適正な管理の協力呼びかけを町防災行政無線や広報紙、町ホームページなどを通じて行っております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

事故防止のための子供達への具体的な注意喚起については日常的に行っていると思いますが、登下校については、学校だけでなく、家庭との協力と連携、そして地域全体で守ることが重要になってきます。

引き続き、交通安全の啓発と、特に予防安全の推進についてよろしくお願いいたします。

それでは、最後に質問事項の 3 です。旧給食センター及び跡地の有効活用についてです。

質問要旨の 1、現在どのような計画があるか、また今後の見通しについて伺いま

す。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

お答えします。

旧学校給食センターは、現在、解体撤去に関する設計業務を業者に委託して進めているところで、来年度には解体工事を実施し、まずは更地にする考えであります。なお、敷地面積は約4,000平方メートルです。

その後の跡地の活用については、隣接する東城グラウンドとの一体的な活用が効率的であると考えております。

一体的に考えた場合、旧学校給食センター及び東城グラウンド並びにその周辺、町有地の合計面積は、1万6,311平方メートルとなります。現在、この案件は、空き公共施設利活用検討ワーキンググループ及び空き公共施設等利活用庁内検討会議で検討を進めているところですが、現時点では活用方法は決まっておりません。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

旧給食センターは、場所的には開通間近の北ルートからアクセスも容易で、最近全線開通した広域農道を使えば、銚子市や旭市など東総方面からも来やすい立地です。用地の取得が叶えば、駐車場が確保出来る一定規模の施設も可能ではないかと考えます。町外から人を呼び込める一種の起爆剤になるような場所になれる可能性を秘めていると個人的には考えています。

是非、画期的な計画を立案していただき、具体化についてご検討いただくことを強く願い、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で、海宝和宏君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分からとします。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第3号、教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

この度、岩井利幸教育委員が令和6年9月30日で任期満了となります。適任者でありますので、引き続き委員として任命いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号については正規の手続きを省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 28 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第 28 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の影響を受ける条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第 28 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

議案書の 4 ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたが、今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる改正マイナンバー法が令和 5 年 6 月に公布され、そのうちマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る条例の施行に伴い、その影響を受ける条例について所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、二つの条例を一括して改正する条例となっております。

併せて参考資料の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、東庄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の改正で、マイナンバー法の施行により、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されることに伴い、現行規定では医療機関における受診の際に被保険者証の提示を求めています。今後はオンライン資格の確認により対応することが考えられることから、所要の改正を行うものでございます。

第 2 条は、東庄町健康保険条例の改正で、法改正に合わせた項ずれの改正と、被保険者証の廃止に伴う改正でございます。

現行では、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合の罰則規定がございますが、被保険者証が廃止になることから、当該規定を改正するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第 1 項では、この条例の施行期日について規定しております。

改正マイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る条項の施行期日が 1 2 月 2 日となっていることから、合わせて施行期日を令和 6 年 1 2 月 2 日としております。

第 2 項では、東庄町国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置を定めております。

被保険者証の返還等に関する罰則の適用については、なお従前の例によることを規定しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第２８号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第２９号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第９、議案第３０号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上２案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２９号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第３０号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

令和６年３月２９日付で介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人

員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その省令に準拠して定めている当町の条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第29号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第30号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて内容をご説明申し上げます。

この2件の条例は、町長の提案理由にございましたように、令和6年3月29日付で介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことにより、その省令に準拠して定めている当町の条例について所要の改正を行うものでございます。

最初に、議案第29号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

本条例は、地域包括支援センターが地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に実施するために必要な基準を定めたものでございます。

今回の改正は、地域包括支援センターの職員の配置基準について、全国的に人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料2ページ、新旧対照表の左側改正案をご覧くださいと存じます。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び委員数を定めたもので、第1項は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の専従、常勤の職員をそれぞれ1人配置することとしていましたが、引き続きこれを原則とした上で、第1号被保険者の数や地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことを可能とする括弧書きを加えるもので、同項第3号は、引用条文を整備したものでございます。

第2項を1項繰下げ第3項とし、新たに複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域ごとの第1号被保険者の合計数に応じた3職種の常勤職員を個々の地域包括支援センターに振り分けて配置することで3職種の配置基準を満たすことが出来る事項を第2項として加え、第3項については、項を繰り下げたことによる条文の整備でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、7ページをお願いいたします。

附則についてですが、施行期日を改正省令では令和6年4月1日としておりますが、市町村の事務負担に配慮し、市町村の条例改正を最長1年間猶予する経過措置が設けられていることから、本条例では公布の日から施行することを規定するものでございます。

以上で、議案第29号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて内容をご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

本条例は、介護保険の要支援1及び2の認定者に対してサービスを提供する事業者を町が指定するにあたり、人員及び運営等に関する基準を定めたものでございます。

今回の改正は、省令の改正により号にずれが生じたため所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料４ページ、新旧対照表の左側改正案をご覧くださいと存じます。

第１４条は、指定介護予防支援の業務の委託について定めたもので、第１号の改正は、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が省令の号の中で移動があったことから、引用条文を整備するものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、９ページをお願いいたします。

附則についてですが、施行期日を改正省令では令和６年４月１日としておりますが、市町村の事務負担に配慮し、市町村の条例改正を最長１年間猶予する経過措置が設けられていることから、本条例では公布の日から施行することを規定するものでございます。

以上で、議案第３０号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

議案第２９号なんですけれども、文言の変更やら何やら、文言が難し過ぎて分かりづらいところもあったんですけれども、その件に関してはいいんですけれども、変えるにあたって、人材確保が困難なために職員数を緩和するということだと思っておりますけれども、うちの町は足りているのかということと、参考資料の３ページの下の方にある、３段階くらいありますよね、概ね１，０００人未満とか何人かで。これだとうちの町はどこに該当するのか、ちょっと、とんちんかんな質問かもしれませんが、教えてください。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

まず、東庄町の地域包括支援センターにつきましては、職員は今、４名体制で行

っております。

社会福祉士が2名、保健師が2名で、社会福祉士のうち1名が主任介護支援専門員の資格を持った職員となっておりますので、要件的には問題なく出来る体制も整っております。

それとあと参考資料の3ページの下の方にあります第1号被保険者の数に相当する地域包括支援センターの職員の人数でございますが、こちらにつきましては、当町につきましては、基本的に要件の人数が整っておりますので、こちらの要件に見た、どこに該当するのかということではなく、都市部、大きなところになりますと一つの例えば市の中で地域包括支援センターが三つ、四つというところが結構ありますので、そういうところが人材不足により、例えば主任介護支援専門員の者がいないとか、あと保健師が足りないとかという時には、融通し合って事業を実施するということになる改正でございますので、当町につきましては、先程申し上げましたように、要件は合致して行っているということになりますので、こちらを、どの区域に該当するか、第1号被保険者の数を今、現在把握しておりませんが、要件的には問題なく運営出来る体制が整っております。以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

はい、分かりました。では、最後のところは、地域包括支援センター、うちは一つしかないですけれども、地域によっては幾つもあるし、中学校区に一つという認識があったので。分かりました。大きな問題ないということで、すみません。

議長（板寺正範君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第２９号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第３１号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第３１号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

この案件につきましては、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う地方自治法第286条第1項の規定によりまして、協議で同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第31号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経た上で、関係地方公共団体との協議により定めるとされているため、本案は、千葉縣市町村総合事務組合からの依頼により上程するものでございます。

11ページの規約の改正条文及び参考資料その2の新旧対照表1ページ、2ページを併せてご覧ください。

地方公共団体の数の減少の理由といたしましては、御宿町といすみ市にまたがる旧布施村地域にございます布施小学校を運営する布施学校組合が、布施小学校が児童数の減少により閉校することに伴い、令和7年3月31日をもって解散することによるものでございます。

規約の改正の内容といたしましては、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び組合で共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、それぞれ布施学校組合を削る改正を行うものでございます。

以上で内容の説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

ただいまご説明いただきましたけれども、この中で布施学校組合が抜けるということですのでよろしいですか。そうすると、抜けることに対して精算なんかしなければならぬのかなと思うんですけれども、そこら辺のやり方なんかを教えてください。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

こちらは布施学園が閉校するという事で、規約からこの布施学園の部分を削除するという改定について組合の方から協議が行われているものでございまして、その精算の内容等については、こちらでは現在把握しておりません。

以上です。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

精算に関しては、また後でやるということだと思いますので。分かりました。以上です。

議長（板寺正範君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第３１号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第３２号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第３２号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに伴う地方自治法第２９１条の３第１項の規定による協議で同法２９１条の１１の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第３２号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして内容の説明を申し上げます。

議案書の１３ページをお願いいたします。

町長の提案理由にございましたとおり千葉県後期高齢者医療広域連合規約の変更にあたっては、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経た上で関係地方公共団体との協議により定めることとされております。

本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合からの協議により上程するものでございます。

内容につきましては、参考資料の５ページ、新旧対照表をお願いいたします。

規約の変更理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い本年１２月２日に被保険者証並びに資格証明書が廃止となることに伴いまして、別表第１中これらの文言を資格確認書等に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第３２号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 3 3 号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第 3 3 号、損害賠償の額の決定について提案理由を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、令和 7 年度末までに国が指定する自治体情報システムを全国統一の標準仕様書によるシステムに移行することとなっております。移行に伴う機器の入替えを行うことから、現在契約をしております戸籍総合システム機器賃貸借契約のうち一部を解消する必要が生じたため、解約に伴う賠償額を決定するものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要となりますので、提案させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第 3 3 号、損害賠償の額の決定について内容の説明を申し上げます。

議案書の 1 5 ページをお願いいたします。

初めに、地方公共団体情報システム標準化についてご説明いたします。国の地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ迅速なシステム構築を目指すとされており、移行期間である 2 0 2 5 年度、令和 7 年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行をするものとなっております。

当町では戸籍・附票システムの標準化への移行に際し、政府の方針や戸籍業務システムベンダーとの調整を行い、戸籍・附票システムのクラウドの移行時期を令和

6年10月7日として現在進めております。

次に、当町の現在の機器でございますが、令和4年4月1日に導入いたしまして、庁舎内にサーバーを設置したシステムで業務を行っております。既存のシステムは東京センチュリー株式会社と賃貸借契約を締結し、賃貸借期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5ヶ年、60ヶ月となっております。

戸籍システムをクラウド型のシステムに移行した後は、東庄町でシステムを所有するのではなく、ベンダーが提供する戸籍クラウドサービスを利用する形態となり、一部の機器を使用することがなくなります。そのため、既存システムの一部の機器の解約が発生し、リース残債の支出行為が発生するものでございます。

この戸籍システムのサーバー関連機器の解約にかかる費用でございますが、まず解約の対象物件としてはサーバーやディスプレイ関連のものとなっております。

解約日は令和6年10月31日、解約金といたしましては192万9,950円となっております。

なお、この解約金は国によるデジタル基盤改革支援補助金で100パーセント補助されます。また、この当該予算につきましては、この後上程予定の東庄町一般会計補正予算に計上させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第33号、損害賠償の額の決定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 3 時 5 分からとします。

(午後 2 時 55 分 休憩)

(午後 3 時 05 分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13、議案第 34 号、令和 6 年度東庄町一般会計補正予算（第 3 号）から
日程第 16、議案第 37 号、令和 6 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
まで、以上 4 案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第 34 号から第 37 号まで、一般会計及び特別会計 3 件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 34 号、令和 6 年度東庄町一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 5 7 8 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 9 億 8, 800 万 6, 000 円とするものでございます。

次に、主な補正内容でございますが、まず総務関係では、役場庁舎の施設維持管理に対し修繕料や工事費を増額補正しております。また、物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援といたしまして、燃料の購入に使用出来るクーポン券を支給する事業を新規計上しております。こちらは昨年度に引き続き、ふゆのあったかクー

ポン発行事業の第3弾として実施するものでございます。

次に、民生関係では、国民健康保険特別会計などの繰出金について補正を行っております。

次に、農林水産関係でございますけれども、土地改良施設の整備事業に対する補助金を増額補正しております。

次に、基金関係では、財政調整基金への積立を新規計上しております。

その他といたしまして、職員の人事異動に伴う人件費等についても補正をしております。

歳入につきましては、歳出に伴う国県補助金、繰入金などを補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては繰越金を補正しております。

続いて、議案第35号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,708万6,000円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等の減額並びに健康増進事業に使用する備品購入費の新規計上を盛り込むものでございます。

続いて、議案第36号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,391万1,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますけれども、歳出において、職員の異動によります人件費の減額補正をするものでございます。

最後に、議案第37号、令和6年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,781万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,166万4,000円とするものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第34号から議案第37号までの提案理由を申し上げました。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の23ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、職員の人事異動などに伴う人件費等の補正を関係科目で行っております。これは、1款の議会費を初めとする各款において、1節の報酬、2節の給与、3節の職員手当等、4節の共済費、18節の総合事務組合負担金などに計上しております。また、会計年度任用職員の採用などに伴う8節の旅費についても増額補正を行っております。

これらの節別の内訳でございますが、1節・報酬及び2節・給料の合計で227万7,000円の増、3節・職員手当等で188万円の増、4節・共済費で161万円の減、8節・旅費で33万4,000円の増、18節・負担金等で139万7,000円の増、総額で427万8,000円の増となっております。

増額の主な要因は、職員の新規採用による増額や児童手当の拡充に伴う手当の増額によるものとなります。

なお、これ以降は、ただいま申し上げました人件費などの経費以外の補正内容について説明させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、2款・総務費、1項4目・財産管理費の10節・修繕料100万円。庁舎のトイレやエアコン等の突発的な故障への対応で修繕料が不足することから、約半年分の実績分を増額補正するものとなります。

同目14節・498万3,000円。庁舎変電施設の腐食箇所への塗装補修工事や雨漏り対策として、庁舎西側屋上や多目的ホール、外壁等の補修工事を実施するものです。

同目17節・235万6,000円。公用車事故により車両が1台減となったこ

とから、不足する車両を購入するものです。

続いて、5目・企画費の合計4,548万5,000円。生活者支援として1人当たり3,000円のクーポン券を支給する事業となります。このクーポン券は、町内の灯油、ガソリン、ガスを販売するクーポン取扱い店で使用することが出来るものです。

こちらの財源につきましては、国の交付金を活用し、実施いたします。

事業の経費内訳といたしまして、10節・需用費10万円。クーポン支給事業に係る消耗品等です。

11節・役務費383万5,000円。クーポン券の郵便料です。こちらは、昨年度と同様にクーポン券を特定記録郵便で郵送する費用を見込んでおります。

12節・委託料255万円。クーポン券の換金業務委託料及びクーポン券やポスター等の作成業務委託料です。

24ページに移りまして、18節・クーポン券発行事業交付金3,900万円。クーポン券の原資としまして引き換え業務の委託先に対する交付金となります。クーポン券の引換見込み数として1万3,000人分を見込んでおります。

3項1目・戸籍住民基本台帳費の21節・解約金193万円。こちらは先程、議案第33号の損害賠償の額の決定に係る解約金です。財源は全額国庫補助金を見込んでおります。

25ページに移りまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費、22節・障害者医療費国庫負担金返還金27万6,000円。こちらは昨年度事業の精算による返還金となります。

27節・国民健康保険特別会計繰出金マイナス489万2,000円。職員異動による減額補正となります。

26ページに移りまして、同節の訪問看護ステーション特別会計繰出金マイナス54万5,000円。これにつきましても、職員異動などによる減額補正となります。

介護保険特別会計繰出金、職員給料費等分マイナス75万5,000円及び地域支援事業分マイナス10万3,000円につきましても、職員異動などに伴う減額分となります。

介護保険特別会計繰出金、過年度分44万4,000円は、前年度の精算分とな

ります。こちらは、財源の一部について、国県負担金を充当しております。

27ページに移りまして、2項2目・児童措置費の合計14万4,000円。令和6年度10月からの児童手当拡充に伴う準備事業として、制度周知に伴う時間外勤務手当や消耗品、郵便料を増額補正するものです。こちらは全額国庫補助金を見込んでおります。

1ページを飛ばしまして、29ページをお願いいたします。

5款・農林水産業費、1項5目・農地費、18節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金118万円。桁沼土地改良区内の鹿野戸地先の用水路の整備に係る補助事業となります。

1ページ飛ばしまして、31ページをお願いいたします。

12款1項・諸支出金、1目・基金費、24節・積立金2億5,000万円。令和5年度決算の一般会計実質収支が4億9,318万3,000円となることから、決算剰余金の2分の1強となる2億5,000万円について、地方財政法上、7条第1項により決算剰余金の2分の1以上を積立するものとなります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが議案書の22ページへお戻りください。

15款・国庫支出金、1項1目5節・介護保険国庫負担金11万6,000円。歳出補正の民生費で申しあげました介護保険特別会計繰出金に対する負担金となります。

2項1目2節・デジタル基盤改革支援補助金193万円。歳出補正の総務費で申しあげました、戸籍システムの解約金に対する補助金となります。

4節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,313万4,000円。歳出補正の総務費で申しあげましたクーポン券発行事業に対する交付金となります。

2目2節・子ども・子育て支援事業費補助金14万4,000円。歳出補正の民生費で申しあげました児童手当準備事業に対する交付金となります。

16款・県支出金、1項2目6節・介護保険負担金5万8,000円。先程15款で申しあげました同名の国庫負担金と同様の県負担金となります。

18款・寄附金、1項2目1節・指定寄附金100万円。こちらは個人の方からひとり親など、生活困窮者への支援として指定寄附がございました。歳出予算、3款・民生費、2項3目・ひとり親家庭福祉費へ充当し、財源振替を行っております。

19款・繰入金、1項3目1節・介護保険特別会計繰入金2,113万7,000円。介護保険特別会計繰出金の前年度精算分となります。

最後に、歳入が歳出に不足する2億3,826万2,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を増額するものです。

以上で令和6年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第35号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の40ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費、2節、3節、4節、18節は職員3名分の人件費で、4月の人事異動を反映したことによる増減額を補正するものでございます。

5款1項1目・保健衛生普及費、17節の健康教室用備品購入費65万円は、健康増進を目的として、希望する町民に開放していますエアロバイクが導入後20年を経過し、維持管理が困難となっていることから、2台を更新する費用として計上しております。なお、特定財源として2分の1が県特別交付金により措置されます。

5款3項1目・保健指導事業費、2節、3節、4節、18節は保健センター勤務職員4名の人件費で、1款の人件費と同様に増減額を補正するものでございます。

続きまして、歳入になります。議案書の39ページをお願いいたします。

5款1項1目2節・特別交付金、特別調整交付金32万5,000円は、歳出で申しあげました備品購入費の財源となる県補助金でございます。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金、マイナス489万2,000円は、歳出における人件費等の増減額と連動して、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金32万5,000円は、歳出で申しあげました備品購入費の計上に伴いまして不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第36号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費54万5,000円の減額補正は、1項1目・一般管理費で、主に職員の異動による人件費について減額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は54万5,000円の減額、歳出合計で3,391万1,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。48ページをお願いいたします。

2款・繰入金54万5,000円の減額については、歳出補正で計上した人件費等について、一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上の結果、歳入歳出補正額は54万5,000円の減額、歳入合計で3,391万1,000円となります。

以上で、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続いて、議案第37号、令和6年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費75万5,000円の減額補正は、1項1目・一般管理費で、主に職員の異動による人件費について減額補正をするものでございます。

3款・地域支援事業費10万3,000円の減額補正は、3項1目・包括的支援事業費で職員の異動による人件費について減額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款・諸支出金7,866万8,000円の増額補正は、1項2目・償還金で令和5年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定精算による国県社会保険診療報酬支払基金への返還金として5,753万1,000円、2項1目・一般会計繰

出金で令和５年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定精算による一般会計への返還金として２，１１３万７，０００円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は７，７８１万円の増額、歳出合計で１６億１，１６６万４，０００円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

５６ページをお願いいたします。

７款・繰入金４１万４，０００円の減額補正のうち１項２目・地域支援事業繰入金１０万３，０００円、１項３目・その他一般会計繰入金７５万５，０００円の減額は、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を減額するものでございます。

１項４目・低所得者保険料軽減繰入金４４万４，０００円は、令和５年度分の実績に伴い、保険料軽減対象者が当初予算より増加したため、一般会計が負担する軽減保険料分を増額するため増額補正するものでございます。

８款・繰越金７，８２２万４，０００円の増額補正は、令和５年度分の介護給付費等の実績・精算による返還金等で不足する財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は７，７８１万円の増額、歳入合計で１６億１，１６６万４，０００円となります。

以上で令和６年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

９番、大網正敏君。

９番（大網正敏君）

それではお聞きします。２４ページなんですけれども、一番上のクーポン券発行事業３，９００万円について、これはどのような目的といたしますか、経緯を教えてください。例えば、商品券という形もあったのではないかなと思ったので、なぜ燃料とかそういうところのクーポン券にしたのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまご質問のありました、このあったかクーポン、第3弾になりますが、このクーポンがよく他の市町村で行われている商品券ではないということでのご質問だと思います。

それにつきまして、町内の商店、それから商工会に入られてる方々等にご意見をお聞きいたしました。その中で、町民が、まずあったかクーポンを2年続けて行ったので、慣れているというのが1点。

それと、町内の人口が減っている中で、消費を分け合うよりは、町民に寄り添ったクーポン券、灯油とかガソリンとか、冬場に必要なものに寄り添った方がいいのではないかというご意見をいただき、あったかクーポンの第3弾にいたしました。

また、クーポン券の利用につきましては、昨年度91.99%の利用率を誇っておりますので、町民に広く受け入れられると思っております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他に。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

すみません、同じくあったかクーポンなのですけれども、スケジュール的なものが分かれば、使用期限というのもしか最後にあったと思うので、今年度中かなと思うんですけど、大体計画していることがあれば。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

こちらのクーポンにつきまして、住民基本台帳に記載がある日にちを10月31日現在としていることから、クーポン券の発送登録をするのに1ヶ月程度かかります。今回は3回目ですので、だんだん早くなりまして、12月1日頃には、はがきが発送出来るのではないかと考えております。

使用期限につきましては、前年同様2月28日まで、2月末と予定をしております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第３４号、令和６年度東庄町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号、令和６年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号、令和６年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号、令和６年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議長（板寺正範君）

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 ３時４０分 散会）